

福祉用具専門相談員 指定講習カリキュラム見直し

全国福祉用具専門相談員協会（岩元文雄理事長）は、このたび、国から助成を受けた「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」の報告書をとりまとめ、同団体のホームページに公表した。見直し案は、研修時間が現行の50時間から53時間に変更されているほか、「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」の科目の追加、演習形式の充実が図られていることなどが特徴。調査研究事業で委員長を務めた国際医療福祉大学大学院の東島弘子教授に話を聞いた。



（ひがしはた・ひろこ）
国際医療福祉大学大学院教授。博士（医療福祉経営学）。環境新聞社『シルバー新報』編集等を経て、2011年4月国際医療福祉大学大学院福祉用具管理領域教員に着任。2022年厚生労働省「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」委員。

——今回のカリキュラム見直しの経緯を教えてください。
指定講習カリキュラムの研修時間は、介護保険制度の施行時は40時間でしたが、福祉用具サービス計画書の作成が義務化されたのを受け、2015年から時間数が50時間に拡充されました。その後、介護保険制度や福祉用具を取り巻く環境が変化していく中

す必要があったのでしょうか。
介護給付費分科会の意見書では「福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを行っていくべきである」と、福祉用具の安全な利用の観点から見直しが求められていました。

また、15年にカリキュラムを見直してからも、介護保険制度では感染症や災害、虐待防止、認知症などの対策が強化・推進されています。こうした事柄は、福祉用具専門相談員として最低限備えておく知識であり、指定講習カリキュラムの中に取り入れていく必要があります。

行ったところ、指定講習の現場では新人教育を行うにあたり、実際に福祉用具を使って演習したり、グループワークやロールプレイを行い、受講者同士でディスカッションをして、理解を深めるなどの工夫が行われていることが分かりました。

そこで、今回のカリキュラムの見直しでは、研修の実施方法について、講義と演習を組み合わせた形式を充実させました。これにより、受講者

同士や受講者と講師が双方方向の形で学びを深められることを期待しています。

——全体の研修時間はどう変わるのですか。
アンケートでは、指定講習の日は平均8・1日で、「平日のみの日程で開催している」事業者が半数以上でした。貸与事業者へのアンケートでは、時間数は「現行のカリキュラムの時間数が良い」との意見が56・6%で最も

多く、「現行の時間数は短い」との意見は5・4%に過ぎませんでした。こうした現場の声や実態も踏まえて、内容は充実させましたが、全体の時間数は「53時間」と、現行の「50時間」に対して、3時間の増加にとどめました（表）。
「わずか50時間程度の研修時間で十分なのか」という意見もありますが、誤解して欲しくないのは、指定講習カリキュラムは、福祉用具専門相談員になるための第一歩となります。

指定講習カリキュラム見直し(案)(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	(6.5時間)
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・演習	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・演習	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・演習	(8時間)
福祉用具の活用	講義・演習	(8時間)
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	講義・演習	(1.5時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	(3時間)
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	講義・演習	(10時間)
		53時間

※現行カリキュラムからの変更点は下線・太字の箇所